

南魚沼市特産品協会 規約

(目 的)

第1条 本会は、南魚沼市の特産品を認定し、地域をあげて奨励、宣伝するとともに、会員の研修、情報交換を通じて新商品の開発や販路の拡大を支援し、地場産業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、南魚沼市特産品協会と称する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は、NPO法人六日町観光協会内に置き、各地域に支部を置くことができる。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南魚沼市特産品の認定、推奨
 - (2) 南魚沼市特産品の共同販売、共同宣伝
 - (3) 新たな南魚沼市の特産品の開発支援
 - (4) 会員の研修及び情報提供
- 2 前項第1号に定める南魚沼市特産品として認定する品物は、南魚沼市内で生産、製造または加工されたもので、農林水産物、食料品、繊維製品、家具装飾品、金属製品、雑貨または観光土産品等であって、生産、製造または販売について法令により許可または認可を得たものとする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 南魚沼市特産品に認定された物品等を製造、販売している業者、組合等
- (2) 南魚沼市内の各商工会
- (3) 南魚沼市観光協会
- (4) 南魚沼市

(加 入)

第6条 第5条第1号に規定された者は、会長の承諾を得て本会に加入するものとする。

(加入金、負担金、会費及び手数料)

第7条 本会は、会の健全な運営のため加入金、負担金、会費及び手数料を徴収することができる。

- 2 前項の額及び納入方法は、総会において決定する。

(退 会)

- 第8条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、退会することができる。
- 2 退会した会員には、加入金および年会費を返却しない。
 - 3 退会した会員は、自動的に南魚沼市特産品の認定を取り消される。

(役員の数)

第9条 本会に次の役員を置き、定数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 幹 事 | 3名 |
| (4) 監 事 | 2名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員選任)

第11条 役員は、総会で選出する。

- 2 役員が所属する組織の代表として選出された場合で、任期途中で変更があったときは、前任役員任期を引き継ぐものとする。

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会とする。

- 2 総会、役員会は会長がこれを招集し、議長を努めるものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(そ の 他)

第14条 この規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

附 則

この規約は平成23年 5月27日より施行する。